



マレーシア大学留学 留学サポートプログラム（継続）

SEKAIAが提供する「マレーシア大学留学 留学サポートプログラム」は、学生が最大限に能力を伸ばせるよう様々な側面からサポートを提供するプログラムです。

■ 対象

下記、SEKAIA提携大学に在籍中の学生

<国立大学> マラヤ大学

<私立大学> サンウェイ大学、モナシュ大学、インティ大学、ティラーズ大学、ヘルプ大学、APU大学
ウーロンゴン大学マレーシア校KDUキャンパス、ヘリオットワット大学、ノッティンガム大学
UCSI大学、TAR大学、SEGi大学

(注) サポート対象は上記の提携大学のクアラルンプール近郊のキャンパスのみとなります。

■ 留学サポート費用と含まれるサポート内容

以下より希望するサポートをご選択ください。サポート内容の詳細については、別紙「留学サポートプログラム（継続）契約書」も併せてご確認ください。

(注) サポートは下記、1～5の5種類があり、必要に応じて、複数のサポートを組み合わせて申し込むことが可能です。

1 生活・進級サポート(1年間): 165,600円(税込)※国内取引36,000円に対しての消費税10%含まれる

慣れない海外においても進級・卒業に向けて日々しっかりと取り組めるよう、SEKAIAの現地スタッフが様々なアドバイスを提供します。

- (1) 大学生活全般の相談や現地情報などアドバイス提供
- (2) 大学との折衝サポート
- (3) 進級サポート（進級・転校・編入・ビザ更新等）
- (4) 再渡航時や一時帰国時における出入国に関するアドバイス提供
- (5) 就職セミナー、就職相談の実施
- (6) 保護者様サポート（ご相談、ご質問対応等）

※上記(1)～(5)は弊社営業時間（日本：月～金・10：00～18：30、マレーシア：月～金・9：00～17：30）での対応となります

※「緊急時サポート」は本サポート内容には含まれておりませんのでご注意ください。

2 面談実施・報告レポート(1年間): 108,000円※海外取引のため消費税含まず

SEKAIAの現地スタッフが定期的に学生さんと面談を行い、保護者様に面談内容をご報告します。

- (1) 個人面談の実施(隔月実施/年6回)
- (2) 面談内容の報告書の作成と送付(隔月実施/年6回)

3 緊急時サポート(1年間): 36,000円※海外取引のため消費税含まず

医療に関する緊急時の相談対応（時間外対応含む）

(注) SEKAIAが代理店契約をしているAIG社の海外留学保険に加入していることが必須です。

4 最終学年向け:就活パーソナルコーチング: 250,000円※海外取引のため消費税含まず

入社時期を見据えた以下7つのメニューを通じて、就職活動をマンツーマンで指導するプログラムです。

- ① 自己理解/自己分析
- ② 仕事理解
- ③ 日本社会のルールとビジネスマナー
- ④ 就活スケジュールと行動計画の作成
- ⑤ 業界/企業研究と筆記試験対策
- ⑥ ES作成指導/添削
- ⑦ グループ面接/個人面接対策と面接練習

(注) 入社希望時期の1.5年前からのお申し込み推奨。受講開始時期が決まっています。

別途ご契約書およびお申込書をご確認下さい。

5 費用支払い代行 7,480円(税込)※1件あたり※国内取引6,800円に対しての消費税10%含まれる

授業料や滞在費用など入学後に発生するマレーシアへの支払いにお手伝いが必要な方はお申し込みください。

- (1) お支払い内容、金額のご案内
- (2) 支払い代行

マレーシア大学留学 留学サポートプログラム(継続)契約書

SEAKIA 株式会社（以下「甲」といいます）と留学サポート参加者（以下「乙」といいます）は、以下の内容により、マレーシア大学留学、留学サポートプログラム(継続)（以下「本サポート」といいます）の契約（以下「本契約」といいます）を締結します。

第1条 本サポートの目的

本サポートは、乙がマレーシア（以下「留学国」といいます）の大学（以下「留学先」といいます）に在籍する乙の留学をサポートするサービスを提供することを目的とするものです。

第2条 参加対象者

本サポートは、甲の提携大学に在籍中の学生を対象とします。

<国立大学> マラヤ大学

<私立大学> サンウェイ大学、モナシュ大学、インティイ大学、ティライーズ大学、ヘルプ大学、APU大学、ウーロンゴン大学マレーシア校、KDUキャンパス、ヘリオットワット大学、ノッティンガム大学、UCSI大学、TAR大学、SEGi大学

（注）サポート対象は上記提携大学のクアラルンプール近郊のキャンパスのみとなります。

第3条 本サポートの内容

甲が乙に提供するサポートは5種類あり、それぞれの内容は次のとおりです。乙は必要に応じて複数のサポートを組み合わせて申し込むことが出来ます。

(1) 生活・進級サポート

- ① 大学生活全般の相談や現地情報などのアドバイス提供
- ② 大学との折衝サポート
- ③ 進級サポート（転校・編入・ビザ更新等）
- ④ 再渡航時や一時帰国時における出入国に関するアドバイスの提供
- ⑤ 就職セミナー、就職相談の実施
- ⑥ 保護者様サポート（ご相談、ご質問対応等）

（注）上記①～⑤は弊社営業時間（日本：月～金・10:00～18:30、マレーシア：月～金・9:00～17:30）にて対応

(2) 面談実施・報告レポート

- ① 個人面談の実施（隔月実施/年6回）
- ② 面談内容の報告書の作成と送付（隔月実施/年6回）

(3) 緊急時サポート

医療に関わる緊急時の相談対応（時間外対応を含む）

（注）SEAKIA 株式会社が代理店契約をしている AIG 社の海外留学保険に加入していることが必須です。

(4) 最終学年向け：就活パーソナルコーチング

- ① 自己理解/自己分析
- ② 仕事理解
- ③ 日本社会のルールとビジネスマナー
- ④ 就活スケジュールと行動計画の作成
- ⑤ 業界/企業研究と筆記試験対策
- ⑥ ES 作成指導/添削
- ⑦ グループ面接/個人面接対策と面接練習

(5) 費用支払い代行

支払い内容および金額のご案内と支払い代行

第4条 本サポートの範囲

本サポートは、あくまでも乙が自己的責任において留学を実行し留学国に滞在することを基本としています。甲は、乙が留学国の習慣・風俗・文化等に不慣れなために発生する緊急事態において、乙に対して可能な限りのアドバイスを行うものであり、その問題の最終解決を保証するものではありません。相談内容によってはお受けできない場合もあります。

第5条 本サポートの有効期間

本サポートの始期は、甲が既に実施している初年度留学サポートプログラムの失効日の翌日とし、有効期間は1年間とします。但し、乙が期間満了前に帰国する場合、乙の帰国日を本契約の終了日とします。

第6条 留学サポート費用

乙は、甲に対し、甲が提供する本契約第3条のサポートに対する対価として、別に定める参加費用に関する取り決めに従い、留学サポート費用として下記の金額を支払います。

- | | |
|------------------|------------------|
| (1) 生活・進級サポート | : ¥165,600(税込み) |
| (2) 面談実施・報告レポート | : ¥108,000 |
| (3) 緊急時サポート | : ¥ 36,000 |
| (4) 就活パーソナルコーチング | : ¥250,000 |
| (5) 費用支払い代行 | : ¥ 7,480／件(税込み) |

（注）(2)(3)(4)は国外取引のため非課税です。

第7条 留学サポート費用に含まれない費用

次の費用および本サポートのサービス範囲外の費用は前条の留学サポート費用に含まれません。これらの費用に関しては、乙が別途支払う必要があります。

- (1) 乙が相談サービスを利用する際にかかる通信費
- (2) 乙の緊急時に甲が出捐した交通費、通信費、その他実費
- (3) その他、甲が乙の要望に応じて支出した手配費用、実費等

第8条 甲による費用支払い代行

甲が、乙の学費または滞在費等の現地必要経費を乙に代行して送金する場合、以下の条件が適用されるものとします。

- (1) 1件あたりの送金手数料は7,480円とします。
- (2) 乙から甲への支払いは円貨とします。適用する為替レートは、請求日当日の三井住友銀行のTTS送金レートに一律3円加算した円貨を適用するものとします。※請求日は、支払い代行を乙が甲に依頼した翌営業日後の日付とします。
- (3) 送金代行の実施日：
毎月7日までにお支払いいただいた送金分→15日
毎月22日までにお支払いいただいた送金分→30日
に送金対応します。（各日付が土日、祝日、年末年始等弊社休業日の場合には、その前日）
- (4) 送金代行の実施日以外で送金実施が必要となる場合は上記に定める送金手数料とは別に3,000円の緊急手配費用を申し受けます。

第9条 契約の成立

乙が本サポートを申し込む場合には、甲が指定する本サポート申込書に所定事項を記入し、署名、捺印した上、留学サポート費用を添えて甲に対して申し込むものとします。甲において本サポート申込書および留学サポート費用を受領した時点で本契約が成立します。

第10条 拒否事由

甲は、次に定めるいずれかの事由が認められる時、乙の申込をお断りすることができます。

- (1) 乙が本サポートの趣旨を十分に理解していないと甲が判断したとき
- (2) 乙が未成年である場合に親などの法定代理人の同意がないとき

- (3) 乙の希望を受け入れられないと甲が判断したとき
- (4) 乙の過去の既往症や現在の心身の健康状態から見て留学が不適切であると甲が判断したとき
- (5) その他甲において乙の受入が困難であると判断したとき

第11条 解約と返金

乙が、本契約成立後、乙の事情により本契約を解約する場合、乙は、甲に対し次の区分に従って解約料を支払います。この場合、甲は乙から既に受領した参加費用から解約料を差し引いた金額を乙に払い戻します。また返金の際には、振込手数料は乙の負担とします。下記の「基準日」は、本契約第5条「本サポートの有効期間」の始期を指すものとします。

- (1) 契約締結日から起算して8日目までの解約：
解約料は必要ありません。
- (2) 契約締結日から起算して9日目以降基準日前日までの解約：
留学サポート費用の5%
- (3) 基準日当日から基準日から起算して30日目までの解約：
留学サポート費用の10%
- (4) 基準日から起算して31日目以降90日目までの解約：
留学サポート費用の30%
- (5) 基準日から起算して91日目以降180日目までの解約：
留学サポート費用の60%
- (6) 基準日から起算して181日目以降270日目までの解約：
留学サポート費用の90%
- (7) 基準日から起算して271日目以降の解約：
留学サポート費用相当額（返金はありません）

第12条 契約内容の変更

甲は、以下の場合、本契約の内容を変更することができます。

- (1) 不可抗力により甲が義務を履行することが不可能または著しく困難になった場合
- (2) 乙が留学国の公序良俗に反する行為をはじめ留学国の法令に違反する行為をなし、甲において本サポートの目的、趣旨に照らして本サポートの実施が不適当であると認めた場合
- (3) 乙から提携機関を変更する旨の申出があった場合
- (4) 乙から契約内容の変更の申出があった場合
- (5) その他やむを得ない事情により契約内容変更の必要が生じた場合

第13条 契約の解除

乙に次に定める事由が生じた場合、甲は本契約の一部または全部を直ちに解除することができます。

- (1) 乙の事情により、乙が留学を取り止めた場合
- (2) 乙が所在不明または1か月以上にわたり連絡不能となった場合
- (3) 乙が留学先の教育機関を退学または放校になった場合
- (4) 乙が日本国または留学国の公序良俗に反する行為をはじめ法令に違反する行為をなし、甲において本サポートの目的・趣旨に照らして本サポートの実施が不適当であると認めた場合
- (5) 乙が甲に対し、所定の期日までに留学サポート費用全額の支払いを完了しなかった場合
- (6) 乙がパスポートもしくは学生ビザを更新できなかった場合または留学国に入国する際、入国を拒否された場合
- (7) 乙が正当な理由なく、甲の指示に従わず、甲が本サポートのサービスを提供するのに困難な事情がある場合
- (8) 乙が本契約に違反した場合
- (9) 乙が甲と他の参加者との契約関係に干渉または介入して紛争を生じさせた場合
- (10) 本契約成立後に第10条の拒否事由があることが判明した場合
- (11) その他甲において、本サポートの目的・趣旨に照らして乙の本サポートへの参加が不適当であると認めた場合

第14条 費用の不返還

前2条に基づき本契約の内容が変更され、または本契約の一部もしくは全部が解除された場合には、留学サポート費用など既に甲に支払済みの費用についてはプログラムの進行状況に応じ返金されない場合があります。また、乙が支払った金額を上回る損害が甲に生じた場合は、甲は乙に対し不足額につき請求することができます。

第15条 免責事項

甲は、次に例示するような事由により乙に不利益または損害が発生した場合（但し、これらの例示事由に限りません。）、乙に対し損害賠償その他の責任を負いません。

- (1) 運輸機関の遅延、フライトのキャンセル、ストライキ、ハイジャック、事故、陸海空における不慮の災難、その他不可抗力または第三者の責による交通機関に関する乙の不利益、損害
 - (2) 天変地異、政変、テロ、動乱、戦争、ストライキ等の不可抗力によって発生した乙の不利益、損害
 - (3) 留学国が学生ビザ発給基準、滞在許可条件等を変更することによって発生した乙の不利益、損害
 - (4) 留学先および滞在先における盗難・事故・係争・不利益など乙が留学国滞在中または渡航中に受けた不利益、損害
 - (5) 乙の留学国渡航中、滞在中および旅行中に発生した怪我、病気等に基づく不利益、損害
 - (6) 乙による麻薬、覚醒剤、その他の薬物の使用、所持もしくは飲酒、喫煙またはこれらに関連して起こった全ての不利益、損害と責任
 - (7) 為替、物価の変動等による学費や滞在費等の改定による乙の経済的損失
 - (8) 留学先から乙が停学／放校／退学等の処分を受けた場合の不利益、損害
 - (9) 留学先から乙が停学／放校／退学等の処分を受けた場合の学費、滞在費等の残額についての不利益、損害
 - (10) 乙の意思により留学を中止した場合の学費、滞在費の残額についての不利益、損害
 - (11) 乙の学力・英語力不足に起因する留学先への入学不許可または入学後の留年等の不利益、損害
 - (12) 乙の学業成績や資格試験の結果の不良または就職の不成就による不利益、損害
 - (13) 乙が、海外旅行傷害保険（留学生保険）に加入していないかった場合の研修中における事故、病気時の補償
 - (14) 留学中における乙の異性との交友による不利益、損害
 - (15) 乙に起因する理由で入国を拒否され、または留学国の入国管理局等の当該機関による学生査証（ビザ）の発給が遅延・拒否されたことによって、留学国への入国が遅延し、または不可能になった場合の不利益、損害
 - (16) 留学国の法令・風俗・道徳および留学国の規則等についての乙の無知または認識不足により乙が受けた不利益、損害
 - (17) 留学中の通学、スポーツ、自動車の運転に基づく不利益、損害
- 2 前項の免責事項に該当する場合、支払われた費用、所要実費はプログラムの進行状況に応じて返金されない場合があります。
- 3 本プログラムは、旅行業法に基づく営業保証金および弁済業務保証金の対象外となります。

第16条 責任範囲

甲は、本契約に明記された義務を甲の故意または過失に基づき履行せず、直接乙に損害を与えた場合にのみこれを賠償する責任を負担します。したがって、本契約「第14条 免責事項」に該当する場合の乙の損害については賠償の責を負いません。

第17条 研修成果の不担保

本サポートは、乙が留学生活をより円滑に送るために甲が乙をサポートすることを目的としています。従って、語学力または学力の向上などの学業の成果や、進級、卒業、卒業後の進学や就職、その他留学やキャリアサポートなどによる心理的満足を保証するものではありません。

第18条 損害賠償義務

乙が故意または過失により甲または第三者に対し損害を与えた場合は、乙は直ちに損害の賠償をしなければなりません。

第19条 準拠法令等

本契約の解釈および本契約に定めのない事項については、日本国内の法令および慣習によるものとします。

第20条 裁判管轄

2025 年 11 月改訂

本契約および本サポートに関して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 21 条 約定の変更

本契約は、事情により告知なしに変更されることがあります。

第 22 条 発行期日

本契約は、2025 年 11 月 1 日以降に申し込まれる契約に適用されます。

(以上、契約条項)

【個人情報の取り扱いについて】

SEKAIA株式会社は、お客様の個人情報の取り扱いについて、下記の通り適切な取り扱いに努めます。

(1) 個人情報を利用する目的

取得した個人情報の利用目的は、当社が提供するプログラム（以下「本サポート」といいます）への参加手続およびそれに関連するご連絡、本サポートの実行およびそれに関連するサポート管理、お申込みされたご契約の履行（ご契約内容は、プログラム契約書を参照ください）、ご本人の同意またはご希望条件を満たす受入れ先となる企業・学校・団体等への個人情報の提供、当社が提供する留学プログラムやセミナー、フェア等のご案内、当社または本サポートへのご質問、お問合せに対する回答のために利用し、それ以外の目的で利用することはありません。また、本サポートをお申込みされる方が未成年者（満18歳未満の方）の場合は、保護者の同意を頂いた上で、個人情報をご提供ください。ビザ申請手続代行時に、申請費用のお支払いのためにクレジットカード決済が必要な場合があります。当社または当社が業務委託する機関が申請代行を行う場合、入国管理機関等が指定するビザ申請フォーム等にて決済処理をクレジットカードで行う場合があります。また、緊急時に発生する決済処理においてもクレジットカード情報をご提供いただく場合があります。なお、当社では最大1か月間保管した後、適切に廃棄します。但し、ビザ申請状況により保管期間を延長する可能性があります。

(2) 要配慮個人情報の取得、利用および提供について

本サポートの参加手続および渡航手配、本サービスの実行およびそれに関連するサポート管理のため、病歴・アレルギー・既往症等の健康に関する情報、旅券番号、宗教・文化的制約等の機微な個人情報の取得ならびに当社が業務委託する旅行代理店、受入れ先となる企業・学校・団体等への提供、滞在先、留学サポート者等、外国にある第三者へ提供する可能性があります。

(3) 個人情報の第三者提供について

取得した個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲において、外部委託することがあります。また、個人情報は次の通り、第三者提供します。①お申込みされたご契約の履行（ご契約内容は、各プログラムの契約事項を参照ください）のため、郵送、メールまたはインターネット経由で、氏名、住所、連絡先、語学スキル等をご本人の同意またはご希望条件を満たす、留学先またはインターナショナル先となる企業・学校・団体等に提供します。②お申込みされた留学プログラムの実施に必要な渡航および宿泊手配のため、郵送、メールまたはインターネット経由で、氏名、住所、連絡先等を渡航および宿泊手配を行う旅行代理店に第三者提供します。③お申込みされた留学プログラムの実施に必要なビザ取得または緊急時に発生する決済処理のため、電話、郵送またはインターネット経由で、カード番号、カード会社、カード有効期限、セキュリティコード、名義、電話番号等を当該入国管理機関等に第三者提供します。

(4) 取得の任意性について

個人情報のご提出は任意ですが、個人情報を提供していただけない場合は上記の各利用目的に沿った取り扱いが適切に遂行できない場合があります。

(5) 個人情報の開示等の請求について

当社に提供して頂いた個人情報について、提供者には、利用目的の通知、個人情報の開示、訂正、項目の追加または削除、消去や利用停止、提供停止を求める権利があります。個人情報の開示等の請求を行う場合は、下記までご連絡ください。

【個人情報に関するお問い合わせ先】

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1丁目11-1 ヒューリック渋谷美竹通りビル6階

SEKAIA株式会社 代表取締役 曽根靖雄

個人情報保護管理者：IT・コンプライアンス統括室 マネージャー

TEL：03-6434-1315 E-mail：info@sekaia.co.jp

受付時間 平日（祝祭日を除く）10:00～18:30